

戦没者の遺族の皆様へ 第10回特別弔慰金について

健康福祉課 福祉係 ☎63-2525内線102

第10回特別弔慰金の趣旨および内容

戦後70周年に当たり、今日の

わが国の平和と繁栄の礎となつた戦没者のご遺族に国としてあらためて弔慰の意を表するため、戦没者のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。今般の法改正による特別弔慰金については、「ご遺族にいつそ弔慰の意を表するため、償還額を増額(年4万円から5万円へ)するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。(特別弔慰金は、戦没者のご遺族に弔慰の意を表するために支給するもので、灯明料・線香代・墓守料等として支給するものではありません。)

支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の方お一人に支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷者戦没者援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子

- 3 戦没者の①父母②孫③祖父

母④兄弟姉妹(戦没者の死亡時に生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります)

- 4 上記1から3以外の戦没者等の二親等内の親族(甥、姪等)(戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります)

支給内容

額面25万円・5年償還の記名国債

湯浅町役場での請求受付期間

平成27年6月1日から
平成30年4月2日

(請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください)

請求窓口

湯浅町役場健康福祉課福祉係
開庁時間内(請求書類等は町役場にて備え付けてあります)

お願い

受付開始当初は問い合わせ等で混雑が予測されます。

初めて特別弔慰金を請求される方は、権利確認に時間がかかる場合があることをご理解ください。

湯浅広川消防組合からのお知らせ

6月7日から13日まで「危険物安全週間」です。

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的とし毎年6月第2週を「危険物安全週間」としています。

ガソリンは身近にあるが危険なもの！

ガソリンは私たちの生活において、自動車の燃料等に用いられる、なくてはならない身近なものです。しかしガソリンは、消防法上の「危険物」に該当する、文字どおり危険な物質です。したがって、普段何気なく取り扱っているガソリンですが、ひと度その貯蔵又は取扱い方法を誤れば、火災や爆発などの甚大な被害を及ぼす可能性があります。

ガソリンを入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有しなければなりませんといわれており、材質及び容量が制限されています。携行缶等の容器からガソリンを取り扱う際には、火の気がない安全な場所、圧力調整ねじ等でガスを抜いてから使用して下さい。



消火器の不適正取引に注意！

最近、不適正な消火器の訪問販売や訪問点検が多発しています。点検業者と名乗る人が言葉巧みに署名させて、高額な料金を請求してきます。次の事について十分注意しましょう！

被害に遭わない為に知っておいて欲しいこと。

- ①消防署では消火器の販売や点検は一切行っていません。
- ②一般家庭に消火器の設置義務や点検義務はありません。

お問い合わせは 電話 64-0119 湯浅広川消防組合消防本部 予防課まで